

浦安市立高洲小学校

学校地域連携運営協議会

運営について



● コミュニティ・スクール（CS）とは

学校運営協議会制度(一般的名称)を導入した学校のことです。浦安市は「学校地域連携運営協議会」と称し、その制度を導入して「CS」を立ち上げ、保護者や地域の方が、**一定の権限を持って**、学校運営に参画する協議機関として位置付けています。主な役割は、3つあります。

① 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する（必須）

★ 学校運営のビジョンについて共有してください！

② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること（任意）

★ 地域の教育力により学校や児童生徒へ支援をお願いします！

③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べできること（任意）

★ 個人を特定しない「一般的 かつ 建設的」なご意見をお伝えください！

* 任用とは、昇任や転任等に関する事項を指します。

《任用に関する意見の例》

- ・ 地域連携の核となる「社会教育主事」の資格を有する教員の配置を要望
- ・ 小学校における外国語教育の充実のために、「中・高の英語の免許」を持った教員の配置を要望

学校運営を支える、
高洲小の応援団をお願いします！

● 今、何故、必要か

- 学校と地域住民や保護者等が力を合わせて子どもたちの学びや育ちを支援する地域基盤を再構築していくことが課題。
- 家庭教育力の多様化・複雑化の傾向から、社会総がかりで教育の質の向上を図る必要がある。

● 導入率の現状は *2022年公表 文科省調査

○ コミュニティ・スクール導入率

全体の42.9%（小学校：49.0%、中学校：47.3%）

1万5,221校で、前年度より3,365校増加



導入率を都道府県別にみると、「和歌山県」96.8%、「山口県」94.7%、が高く、「福井県」1.5%で、「長崎県」15.6%、「千葉県」15.7%（低い）

● メリット・魅力は

コミュニティ・スクールの仕組みを取り入れるメリット・魅力は何？



従来より地域との連携を進めているが、
コミュニティ・スクールになるメリット
や魅力ってどんなところ？



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組みを導入することによるメリットとして、主に以下の3つが挙げられます。

① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性

校長や特定の教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携・協働体制がそのまま継続できる「持続可能な仕組み」です。

② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり

学校運営協議会や熟議等を通して、子供たちがどのような課題を抱えているのか、地域でどのような子供を育していくのか、何を実現していくのかという「目標・ビジョンを共有」できます。

③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

校長が作成する学校運営の「基本方針の承認」を通して、学校や地域、子供たちが抱える課題に対して関係者がみな当事者意識を持ち、「役割分担をもって連携・協働による取組」ができます。

● 期待したい効果は

子供にとって の魅力

- 子供たちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。



教職員にとって の魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できます。



保護者にとって の魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。



地域の人々に とっての魅力

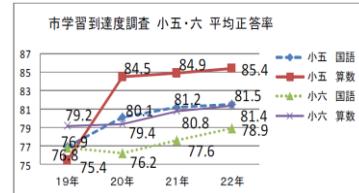
- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができます。



● 成果例①（学力向上への対応）

<東京都三鷹市立小・中学校>

- 平成 20 年度までに市内全校を指定し、全中学校区で小中一貫
コミュニティ・スクールを推進。
- 学校運営協議会の実働組織（学習ボランティア等）の協力や、
家庭の教育力向上によって学力向上に成果が出ている。



<福岡県春日市立小学校>

- 平成 17 年度にコミュニティ・スクールを導入。4つの課題別コミュニティ「学びコミュニティ」「心を育むコミュニティ」「体力コミュニティ」「安全安心コミュニティ」にわかれ、学校・家庭・地域の三者協働により教育活動を推進。
(例) 学校→共学・協同の授業、家庭→生活習慣、家庭学習、地域→学校支援、人材バンク
- 家庭学習や基本的生活習慣の定着（朝食摂取、帰宅時間、8 時間睡眠等）
- 学力が徐々に伸びて県平均よりも高い水準になっており、自尊心も高まっているとの実感。

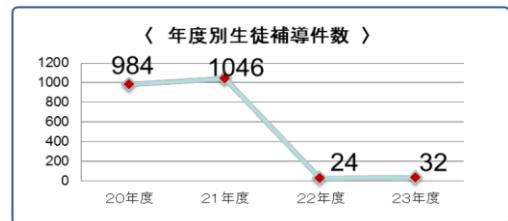
<その他の意見の例>

- ・ 学習・生活習慣が整えられ「学力向上が見られるようになった」(中土佐町立小学校)
- ・ 学力向上をめざすための「学力向上プロジェクト」などの組織を立ち上げた。(佐賀市立学校(小4校、中2校で運営))

● 成果例②（生徒指導上の課題への対応）

<福岡県春日市立中学校>

- 平成 18 年度にコミュニティ・スクールを導入。
中学校区のコミュニティ・スクール間で、生徒指導上の
課題等について課題を共有し、その解決に向けて協働
による支援を充実。
- 住民による地域パトロール、声かけの徹底により、
補導件数が激減。



<岡山県岡山市立中学校>

- 平成 17 年度にコミュニティ・スクールを導入（26 年度現在、市内 151 校を指定）
- 学校の荒れ・不登校など生徒指導上の課題を抱えており、中学校区での学校間・地域連携により情報共有・
課題解決に取り組むことで生徒指導上の課題を早期の段階で発見・対応。

<30 日以上欠席者数>

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
12.4%	13.0%	10.0%	10.2%	9.0%	8.6%	5.0%

<その他の意見の例>

- ・子供に地域住民が以前よりも関心を示してくれるようになり、子供たちは地域で悪いことができなくなつた。(川崎市立小学校)
- ・(コミュニティ・スクールになるまでは)いじめ、不登校、暴力等について学校と話し合う機会はなかった。(学校運営協議会委員)
- ・コミュニティ・スクールによって、明らかに子供たちが、元気にあいさつき、問題行動がほとんどなくなっている。(同会委員)

● 成果例③（課題を抱えている子供・家庭への対応）

＜湘南市立小学校＞

- 平成 19 年に学校運営協議会を設置し、22 年度には学校支援地域本部を開始。
 - 校内・校外の地域・ボランティアによる支援により、課題のある子供・家庭の課題解決に向けた取組を推進。
 - ・基礎・基本の積み上げ学習（家庭の積み上げ学習が成立しにくい子供への学びの提供）
 - ・特別支援教育対象児への学習支援
 - ・外国籍児童の日本語支援、教育ガイダンスの実施と情報ネットワークづくり
 - ・夏休み「店長修行」（就労体験 6 年・3 年）など
- ※「万引きを繰り返していた子供が、店長修行の後、万引きをしなくなった」（同校元校長）

● 成果例④（保護者からの要望等への対応）

＜武藏村山市立中学校＞

- 平成 25 年度に学校運営協議会を設置。民生委員、青少年対策地区委員会委員なども参画。
- 学校及び学校運営協議会からの積極的な情報発信により、情報発信の不足が起因する保護者からの要望等が減り、学校への理解が大きく進むとともに、保護者からの要望の多くが学校への相談・協力へと変化。

＜文部科学省 HP に掲載されている事例から＞

● 委員

【浦安市学校運営協議会の設置等に関する規則】

第5条 協議会の委員は、6人以上12人以内で組織する。

第6条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 対象学校の教職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

- 2 教育委員会は法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の任期は、任命する日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることがある。※注1
- 5 委員は、非常勤特別職とする。
- 6 委員の報酬は、教育委員会が別に定める。

※注1：要綱 第4条 規則第6条第4項の規定による委員の再任は、連続する5年を超えることができない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

● 協議会の主な役割

- ① 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。
- ② 学校運営について、市教育委員会又は校長に意見を述べることができる。意見 A
 - * 地域の教育力や奉仕を学校へお願いします！
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。意見 B
 - * 個人を特定しない「一般的かつ建設的」なお考えをお伝えください！(P2 参照)
- ④ 学校関係者評価を行う。



● 役割の概要

① 承認

校長の作成する学校運営の基本方針を承認する(必須)

- 学校長は協議会委員へ経営方針を説明し、承認を得る。
- 説明の際準備する資料は、「園・学校要覧」等である。これらの資料に沿い、「学校教育目標やめざす児童生徒像及び教職員像、経営の重点、現状と課題、年間行事予定」等、年間の方針の提案について、委員にはこれを承認していただく。

② 意見 A

[学校運営に関するここと] [教育活動に関するここと]について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる

- 学校行事や授業改善、生徒指導等に対し、建設的かつ協力的なご意見をいただく。
(例)「挨拶の指導に力を入れてほしい。」(学校へ)
「特別教室にエアコンをいれてほしい。」(教育委員会へ)
- 家庭・学校・地域連携の視点で情報や意見の交換を行い、様々な対応について協力体制を構築し、臨んでいただく。
 - 学校支援について
 - 学校外支援について
 - 地域社会作りについて
- 少年の健全育成を図るために意見交換を行い、様々な対応について協力体制を構築し、臨んでいただく。

③ 意見 B

教職員の任用に関して、教育委員会に**意見**を述べることができる

- 学校の課題解決や教育の充実のために、校内体制の整備充実に対するご意見いただく。

(例)

「初若年層の教員が急増する中、県教委や市教委の研修に加えて、校内でも若手研修会を行ってほしい」(学校へ)
「小学校に中・高の英語の免許を所有する教員の配置をお願いしたい。委員も協力して探していくが、教育委員会も積極的に人材確保に努めてほしい。」(教育委員会へ)

④ 学校関係者評価委員としての役割

学校関係者評価委員として**学校評価**を行う

- 委員という立場を踏まえて学校運営についての評価
評価後は分析された成果と課題を把握し、その後の活動に生かしてください。
- 評価委員会において、コミュニケーションを図りながら議論を交わし、次年度の活動に生かしてください。
- 園小中連携の共通項目について、発達段階におけるギャップの解消等について、その後の連携の在り方を模索し、より一層の充実につなげてください。

● 協議会の主な日程（予定）

□ 令和6年5月

- ・ 校長より委員に正式に依頼
- ・ 全職員に説明
- ・ 第1回開会に係る諸準備 案内送付
- ・ 第1回学校地域連携運営協議会
- ・ 中学校区のグランドデザインの説明
- ・ 校長の作成する学校運営の基本方針を承認
- ・ 学校運営について意見交換
- ・ 学校参観

□ 令和6年7月～12月

（第2回以降）学校地域連携運営協議会

- ・ 学校運営について意見交換
- ・ 学校参観

□ 令和7年1月 学校関係者評価に係る資料を送付

□ 令和7年2月

（年度内最終回）学校地域連携運営協議会

- ・ 学校関係者評価のまとめ
- ・ 学校運営について意見交換
- ・ 令和7年度 学校運営基本方針（案）の承認
- ・ 学校参観（6年生を送る会含む）

浦安市学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の規定により、学校運営協議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この規則の規定により設置する学校運営協議会は、学校地域連携運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 次条の規定により協議会を設置した浦安市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）は、浦安市コミュニティ・スクールと称する。

(設置)

第3条 浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定により、別に定める学校に協議会を置くものとする。

(協議会の運営方針)

第4条 協議会は、教育委員会及び学校の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成並びに学校を取り巻く地域の課題解決に取り組むものとする。

(組織)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、6人以上12人以内とする。

(委員)

第6条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校（法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校をいう。以下同じ。）に係る地域住民
 - (2) 対象学校に係る保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験を有する者
 - (5) 対象学校の校長
 - (6) 対象学校の教職員
 - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- 2 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。
- 3 委員の任期は、任命する日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤特別職とする。
- 6 委員の報酬は、教育委員会が別に定める。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動及び宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障を來す言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第10条 会議は、次の各号に掲げる場合を除き、公開する。

- (1) 当該対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情により協議会が公開するべきでないと認めた場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項等)

第11条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従い当該対象学校の運営を行うものとする。

(学校運営に関する評価及び情報提供)

第12条 協議会は、対象学校の運営状況について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校に係る地域住民及び保護者等に対し、当該対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(意見聴取)

第13条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴取るものとする。

(対象学校の職員の任用に関する協議会の意見)

第14条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 学校運営の基本的な方針の実現に資する対象学校の職員の任用に関する事項(特定の職員の任用に関する事項を除く。次号において同じ。)
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた当該対象学校の職員の任用に関する事項

(研修)

第15条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るために、必要に応じて研修を行うものとする。

(指導及び助言)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び当該対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう必要な情報を提供するものとする。

(協議会の適正な運営の確保のために必要な措置)

第17条 教育委員会は、前条第1項の規定による指導及び助言にもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の運営に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の解任)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員が第7条の規定に違反した場合
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができない場合
- (3) 本人から辞任の申出があった場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が生じた場合

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

学校地域連携運営協議会は、学校の運営方針をご理解いただくことを土台に、委員の皆様自らが学校の運営に参画していただくことによって、学校をより良くしていくこうとする仕組みです。

教職員と委員の皆様が一致団結し、高洲小学校の児童一人一人が夢を掲げ、実現のために努力を惜しまない教育を目指します！

子どもたちの健全な心身の伸長と
高洲小学校のさらなる発展のために…

